

# 兵庫県公報

令和5年6月27日 火曜日 第425号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（男女青少年課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	4
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	5
○ 保安林の指定の解除予定（治山課）	6
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	6
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（同）	13
○ くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更（同）	14
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（同）	14
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（同）	15
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	16
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神北県民局）	17
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	17
○ 同 上（丹波県民局）	17
<b>公 告</b>	
○ 令和5年兵庫県功労者表彰（秘書課）	17
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	22
○ 特別保護地区の指定の案の縦覧公告（自然鳥獣共生課）	24
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	25
○ 同 上（同）	26
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	27
<b>警察本部公告</b>	
○ 落札者等の公示	27

## 告 示

### 兵庫県告示第695号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種別	名 称	制作・配給会社
映 画	車軸	エレファントハウス



**兵庫県告示第696号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
永井歯科クリニック	芦屋市南宮町7-24 南宮ガーデン1階	令和5年4月1日
Dr. Coming	伊丹市南本町6-4-20 メゾンプチ13 305	同
しみず内科クリニック	豊岡市正法寺631	同
特定非営利活動法人ほーぷ 訪問看護ステーションほーぷ	加古川市加古川町大野814-1-3	同
こぐま調剤薬局 尾上店	同 市尾上町池田692-3	同 年5月1日
石川眼科	赤穂市加里屋中州4-32-2	同 年2月1日
シオヤ外科胃腸内科	同 市新田56-1	同 年3月8日
アンジュ訪問看護ステーション	西脇市西脇821	同 年5月1日
宝塚こころのクリニック	宝塚市川面5-10-25 ユニバーサル宝塚1階	同 年4月1日
医療法人回生会 すみれ在宅診療所	同 市野上1-5-8 せきぜんビル1階	同 年5月1日
稲見胃腸外科	三木市大村871-3	同 年4月1日
サンキュー調剤薬局 自由が丘店	同 市志染町中自由が丘1-560	同 年5月1日
あすか薬局	高砂市米田町塩市82-4	同 年4月1日
精神科訪問看護ステーション みらくる	同 市神爪3-2-6 エクセレント宝殿1号棟 511号	同
前田ホームクリニック	川西市花屋敷1-5-18 インペリアル花屋敷 1F	同
川西かきの歯科	同 市鼓が滝1-28-11	同
医療法人晴風園 川西リハビリテーション病院	同 市東畦野5-18-1	同
おだわら内科	三田市弥生が丘1-2-2	同 年5月1日

みのだ整形外科クリニック	同 市福島412	同
さとし歯科医院	養父市八鹿町八鹿1264—11 オーエムビル1階	同 年4月1日
訪問看護ステーション 彩り訪問ケアサービス	宍粟市一宮町東市場623—2	同
たむら歯科	たつの市御津町苅屋507—2	同 年5月1日



**兵庫県告示第697号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止の届出があった。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
公益社団法人兵庫県看護協会 出石訪問看護ステーション	豊岡市出石町福住1300	所在地
オスモ薬局 尾上店	加古川市尾上町旭2—28—2	名称
ひかり調剤薬局 山本店	宝塚市山本東2—7—12	開設者名称
けい整形外科クリニック	高砂市北浜町西浜1208—75	名称
クリニック 日々青々	朝来市和田山町東谷160—2	同上
ワイオーシー柏村歯科医院	たつの市龍野町小宅北40—22	同上

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
田中クリニック	豊岡市正法寺631
ゆり薬局	同 市大磯町5—12
石田薬局 戸牧店	同 市戸牧町534—4
谷耳鼻咽喉科医院	加古川市別府町朝日町36—16
ハリマ調剤薬局 尾上店	同 市尾上町池田2354
石川眼科	赤穂市加里屋中州4—32—2
医療法人社団修和会 稲見医院	三木市大村871—3
前田医院	川西市花屋敷1—5—18 インペリアル花屋敷1F
上月医院	同 市多田桜木1—3—1
本田薬局	三田市中央町10—16

久枝歯科医院	加西市北条町古坂2—160
さとし歯科医院	養父市八鹿町八鹿1264—11
酒井医院	丹波市春日町国領939
まりん歯科	加東市下滝野5—23
米山小児科	加古郡播磨町西野添1—14—8
有限会社 アサヒ薬局	同 郡同 町西野添1—14—6



**兵庫県告示第698号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定辞退の届出があった。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定辞退の届出があった指定医療機関

名称	所在地
ゑびす薬局	たつの市御津町苅屋53—19



**兵庫県告示第699号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
荻野 誠司	鍼灸・マッサージきらり伊丹院	伊丹市西台3—8—15 セルリアン402	令和5年4月18日
大西 隆	みんなの整骨院	加古川市尾上町安田498—1	同 年3月16日
大山 大地	プラスはりきゅう整骨院	同 市加古川町平野333 ミキハウス102	同 年4月1日
馬場 貴寛	ONE UP鍼灸院	宝塚市平井6—6—12	同 月22日
松本 直記	白金鍼灸整骨院	川辺郡猪名川町白金2—1 イオン猪名川SC3F	同 月1日
松原 清支郎	同上	同上	同
桑名 晃輝	JOIN鍼灸整骨院 池田神田院	大阪府池田市神田1—20—11	同 年3月31日

## 兵庫県告示第700号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
洲本市
- (2) 調査を行った期間  
平成29年1月から令和2年3月まで
- (3) 成果の名称  
洲本市五色町広石下・下堺の一部（広石下5―2―1）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
洲本市五色町広石下・下堺の各一部
- (5) 認証年月日  
令和5年6月13日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
洲本市
- (2) 調査を行った期間  
平成29年1月から令和2年3月まで
- (3) 成果の名称  
洲本市五色町広石下・下堺の一部（広石下5―2―2）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
洲本市五色町広石下・下堺の各一部
- (5) 認証年月日  
令和5年6月13日
- 3 (1) 調査を行った者の名称  
西脇市
- (2) 調査を行った期間  
平成30年7月から令和2年2月まで
- (3) 成果の名称  
西脇市高松町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
西脇市高松町の一部
- (5) 認証年月日  
令和5年6月13日
- 4 (1) 調査を行った者の名称  
西脇市
- (2) 調査を行った期間  
令和2年8月から令和4年3月まで
- (3) 成果の名称  
西脇市黒田庄町田高の一部地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
西脇市黒田庄町田高の一部
- (5) 認証年月日  
令和5年6月13日
- 5 (1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間  
令和2年5月から令和4年3月まで
- (3) 成果の名称

南あわじ市湊4（湊の一部）の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

南あわじ市湊の一部

(5) 認証年月日

令和5年6月13日



**兵庫県告示第701号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 解除予定保安林の所在場所  
朝来市佐囊字平野北山140の7（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第702号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン未満	1隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の1	周年				
	手繰第2種漁業 いかなごばっち網漁業	別記1の2及び3	2月5日から7月15日まで				
	その他の小型機船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の4	周年				
西播	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の5	周年	同上	5トン未満	1隻	同上

手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の5	4月1日から 10月20日まで			
手繰第3種漁業 そろばんこぎ網 漁業	別記1の6	4月1日から 11月20日まで			
手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の7	10月20日から 翌年4月30日 まで			
その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の8	4月1日から 12月31日まで			
	別記1の9	6月1日から 12月31日まで			

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年6月27日から同年7月28日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年3月31日までとする。

- (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
神戸市	別記3の1、3、4、6、7、8、9、10、11、14、15、17、22
西播	別記3の2、4、5、6、7、8、9、12、13、14、16、18、19、20、21、22

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 神戸港第4突堤南東端より164度の線以西の神戸市海面及び同突堤南東端より164度の線以东の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点（淡路市赤崎）から123度の線、同市津田の鼻突端から123度（マイルポスト見通線）の線の間において最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 大阪湾における禁止解除区域のうち操業区域の1
- 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。

- 7 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 8 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 9 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

#### 別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

#### 別記3 条件

- 1 兵庫県、大阪府界から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒及び東経135度22分33秒）に至る間及び神戸港和田防波堤基部以西の最大高潮時海岸線、並びに神戸港第1防波堤及び同第6防波堤並びに同第1防波堤南東端と同第6防波堤基部を結ぶ線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごぱち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 2 次の(6)、(7)及び(4)を順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、上島を除く姫路市各島しょの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
  - (1) たつの市地ノ唐荷島頂上
  - (2) 赤穂市取揚島頂上
  - (3) 赤穂市鷗和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点
  - (4) 岡山県備前市鹿久居島東端
  - (5) 岡山県備前市大多府島南端
  - (6) (5)と(1)を結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点
  - (7) (3)と(2)とを結んだ直線の延長線と(5)と(1)とを結んだ直線との交差点
- 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 4 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 5 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 6 たちうおを目的として操業してはならない。
- 7 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 8 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 9 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 10 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。
- 11 手繰第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 12 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 13 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 14 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 15 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 16 手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 17 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 18 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。



期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

19 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチを超えてはならない。

20 そろばんこぎ網漁業のそろばん網（そろばん玉を付けた沈子網）は1本とし、そろばん網以外に鉄鎖等前沈子を使用してはならない。なお、そろばん網を弛ませて使用してはならない。

21 そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

直径	本体中央部の肉厚	周縁部の肉厚
11センチメートル以下	1.5センチメートル以上	0.5センチメートル以上

22 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチ、幅60センチメートルを超えてはならない。



**兵庫県告示第703号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西播	いわし・いかなご船びき網漁業	高砂市、姫路市界と上島を結んだ線、上島から播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	別記	5トン未満	2隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年6月27日から同年7月28日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。

イ 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。

ウ 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

別記 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。



**兵庫県告示第704号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期		推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石浦 林崎	たい、はまち 五智網漁業	明石市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	たい	4月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	2隻	定めなし
			はまち	9月15日から 11月20日まで				

(注)「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「明石市地先海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年6月27日から同年7月28日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね「はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない」旨の条件を付けることがある。



**兵庫県告示第705号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
一宮	たい、あじ五智網漁業	淡路市野島江崎から洲本市五色町に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	3月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年6月27日から同年7月28日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「あじを目的とする一本釣り、ひき縄漁業の操業を妨げてはならない」旨の条件を付けることがある。



**兵庫県告示第706号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
二見町 播磨町 加古川市 高砂市	建網漁業	明石市江井島港西防波堤灯台と鹿ノ瀬高蔵瀬東灯浮標を結ぶ線及び淡路市江崎灯台と姫路市上島を結ぶ線並びに高砂市東播磨港伊保灯台と姫路市上島を結ぶ線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年6月27日から同年7月28日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。



兵庫県告示第707号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
相生 赤穂	ひき縄漁業	相生市及び赤穂市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く (注)	5月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	11隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年8月15日から同年9月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐるを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。



**兵庫県告示第708号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域		漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
岩屋	ひき縄漁業	たちうお	別記の1	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
		その他	別記の2					
阿那賀 福良	ひき縄漁業	別記の3		周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年6月27日から同年7月28日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐるを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 洲本市から淡路市野島に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 淡路市仮屋から同市郡家に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面及び紀伊水道における兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



**兵庫県告示第709号**

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項に基づき、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	兵庫県まさば及びごまさば漁業	現行水準



**兵庫県告示第710号**

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における数量を次のように変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

**第1 くろまぐろ（小型魚）**

1 都道府県別漁獲可能量

13.3トン

2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	10.9トン
兵庫県日本海定置漁業	2.3トン
兵庫県その他漁業	0.1トン

**第2 くろまぐろ（大型魚）**

1 都道府県別漁獲可能量

11.5トン

2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業	3.7トン
兵庫県その他漁業	3.2トン



**兵庫県告示第711号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

加入区		同意成立年月日
区域名	区分	
香住区域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業	令和5年5月29日

香住区域	総トン数20トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び釣りによっていかをとることを目的とする漁業	同上
柴山区域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業	同上
柴山区域	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び釣りによっていかをとることを目的とする漁業	同上
浜坂区域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって浜坂の区域の者が専業として行う漁業	同上
浜坂区域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって諸寄の区域の者が専業として行う漁業	同上
仮屋区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	同上
浦区域	総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	同上



**兵庫県告示第712号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

加 入 区	同意成立年月日
かき養殖業 坊勢加入区	令和5年5月29日
かき養殖業 相生加入区	同上



**兵庫県告示第713号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

上野製薬株式会社伊丹工場  
伊丹市東有岡一丁目127番地  
工場長 大塚良一

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

上野製薬株式会社伊丹工場  
伊丹市東有岡一丁目127番地

- (3) 特定施設に関する事項

種 類	46号ニ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)		33号ロ 水洗施設 (No. 2)		
能 力	風量18m <sup>3</sup> /分		水量300L/h		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既設		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～18時 10時間		24時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	—	7.1	7.5	7.5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	16	3.5未満	3.5未満
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	13.9	5.2	5.2
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	0	0.1	7.2	8.0	

備考 汚水等は外部委託処理又は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年6月27日から同年7月18日まで  
(2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び伊丹市総合政策部グリーン戦略室



兵庫県告示第714号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和5年6月27日

阪神北県民局長 宮口美範

- 1 重要調整池の所在地  
宝塚市安倉北2、3、4、5丁目及び安倉中5丁目の一部
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
洪水調整池	宝塚市安倉北2丁目16-15	宝塚市安倉上池地区土地区画整理組合 理事長 島川 勉

兵庫県告示第715号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04中播位置 0008号	5.6.15	揖保郡太子町矢田部字南角326番1の一部	6.0	37.27

兵庫県告示第716号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04丹波位置 0008号	5.5.25	丹波篠山市糯ヶ坪字廿ヶ坪甲27番の一部、甲28番の一部、甲29番の一部、甲27番地先水路	5.00	39.75

公 告

令和5年兵庫県功労者表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条の規定により、令和5年兵庫県功労者として令和5年5月3日に次の者を表彰した。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 県勢高揚功勞（3名）

家次 恒	前兵庫県商工会議所連合会会頭	神戸市北区
太田 勲	前兵庫県立大学学長	岡山市
蓑 豊	前兵庫県立美術館長	大阪市阿倍野区

## 県政功勞（2名）

森 茂 起	兵庫県子ども・子育て会議会長	芦屋市
小島 通 真	前北播磨・中播磨感染症診査協議会委員長	小野市

## 自治功勞（25名）

稲村 和美	前尼崎市市長	尼崎市
森 哲 男	三田市市長	三田市
福元 晶三	宍粟市市長	宍粟市
浜上 勇人	香美町長	美方郡香美町
和田 満	元明石市副市長	明石市
大竹 正	前稲美町副町長	加古郡稲美町
三村 隆史	前播磨町副町長	加古川市
池口 千春	兵庫県行政書士会理事	美方郡香美町
阿山 正人	姫路市議会議員	姫路市
牧野 圭輔	姫路市議会議員	姫路市
須田 和	尼崎市議会議員	尼崎市
真崎 一子	尼崎市議会議員	尼崎市
榎本 和夫	明石市議会議員	明石市
辰巳 浩司	明石市議会議員	明石市
佐藤 道子	元西宮市議会議員	西宮市
宮 艸 真木	相生市議会議員	相生市
林 晴 信	西脇市議会議員	西脇市
寺本 早苗	宝塚市議会議員	宝塚市
中尾 司郎	三木市議会議員	三木市
津田 加代子	元川西市議会議員	川西市
美藤 和広	三田市議会議員	三田市
原口 育大	南あわじ市議会議員	南あわじ市
小川 忠市	加東市議会議員	加東市
池田 いつ子	稲美町議会議員	加古郡稲美町
河野 照代	播磨町議会議員	加古郡播磨町

## 学術教育功勞（18名）

蘆田 秀昭	前大手前短期大学副学長	西宮市
内田 誠	神戸大学大学院教授	神戸市東灘区
江口 忠臣	元明石工業高等専門学校教授	高知県南国市
奥野 直	神戸女子大学教授	京都市左京区
田嶋 恭江	武庫川女子大学教授	大阪市旭区
長岡 徹	関西学院大学名誉教授	宝塚市
廣田 政生	大手前大学教授	京都市西京区
森田 啓之	兵庫教育大学大学院教授	小野市
板倉 宏明	雲雀丘学園中学校・高等学校教諭	宝塚市
岩田 浩介	東洋大学附属姫路中学校・高等学校教諭	姫路市
瀬山 伊佐子	神戸常盤女子高等学校教頭	神戸市須磨区
田中 守	生野学園中学校・高等学校教諭	朝来市
谷郷 宗彦	谷郷学園理事長	三木市
廣田 晴文	前神戸龍谷高等学校教頭	加西市
前田 昌子	宝塚ふたば幼稚園園長	宝塚市

三 柴 英 昭	別府幼稚園園長	高砂市
山 本 肇	神戸女学院中学部・高等学部教諭	西宮市
江 崎 保 男	前兵庫県立コウノトリの郷公園長	神戸市北区
<b>地域活動功労（17名）</b>		
磯 尾 隆 司	丹波文化団体協議会理事	丹波市
上 野 俊 彦	元神戸市老人クラブ連合会副理事長	神戸市垂水区
岡 上 正 人	ふるさとかかし親の会会長	宝塚市
黒 田 進	東播磨文化団体連合会副会長	加古郡稲美町
田 中 敏 春	阪神北文化振興団体連絡協議会理事	川西市
堂 内 克 孝	神戸市自治会連絡協議会副会長	神戸市灘区
長 田 和 美	西播磨文化協会連絡協議会理事	たつの市
本 田 智 美	神戸市自治会連絡協議会常任理事	神戸市須磨区
正 井 良 徳	淡路人形協会理事長	南あわじ市
山 本 邦 彦	豊岡市子ども会連絡協議会会長	豊岡市
横 田 芳 子	元北播磨補導委員連絡協議会副会長	加東市
吉 井 良 昭	阪神南文化振興団体連絡協議会会長	西宮市
生 信 賀永子	統計調査員	姫路市
宇 都 敏 子	統計調査員	尼崎市
岡 野 泉 美	統計調査員	神戸市北区
島 寿 子	統計調査員	神戸市中央区
藤 本 辰 男	統計調査員	小野市
<b>文化功労（5名）</b>		
井 上 よう子	洋画家	西宮市
河 合 敏 鼓	日本民謡民舞兵庫県連合会理事長	神戸市須磨区
阪 本 集 玉	兵庫県箏絃連盟理事	神戸市中央区
原 田 隆 子	陶芸家	姫路市
古 田 哲 壮	兵庫県吟剣詩舞道総連盟会長	神戸市東灘区
<b>女性活動功労（9名）</b>		
岡 田 弘 子	加古川市連合婦人会副会長	加古川市
小 野 三 恵	神戸市婦人団体協議会理事	神戸市灘区
小 山 香代子	兵庫県いずみ会理事	芦屋市
芝 田 多喜子	兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会理事	神戸市北区
谷 総 千恵子	元兵庫県商工会女性部連合会副会長	神崎郡神河町
中 井 喜美代	兵庫県更生保護女性連盟理事	宝塚市
中 筋 弘 子	高砂市連合婦人会副会長	高砂市
中 塚 富美子	兵庫県更生保護女性連盟理事	神戸市長田区
三 浦 淳 子	兵庫県愛育連合会副会長	揖保郡太子町
<b>青少年育成功労（3名）</b>		
長 延 行	日本ボーイスカウト兵庫連盟理事	尼崎市
永 田 啓 一	兵庫県青少年補導委員連合会理事	高砂市
七 條 勝	兵庫県子ども会連合会副理事長	加古川市
<b>防災功労（4名）</b>		
片 田 敏 孝	東京大学大学院情報学環特任教授	群馬県桐生市
高 梨 成 子	株式会社防災&情報研究所代表	東京都品川区
橋 本 雅 彦	兵庫県LPガス協会副会長	東京都杉並区
目 黒 公 郎	東京大学教授・大学院情報学環総合防災情報研究センター長	川崎市麻生区
<b>消防功労（6名）</b>		
中 原 章 晴	前洲本市消防団長	洲本市
宮 垣 博 文	豊岡市但東消防団長	豊岡市

和田平雄	西宮市消防団長	西宮市
鍵本敦	前神戸市消防局長	神戸市西区
長谷川健	前明石市消防局長	明石市
松浦光廣	前西宮市消防局長	西宮市
<b>福祉功勞（21名）</b>		
遠藤浩美	兵庫県里親会連合会監事	西脇市
近藤眞由美	兵庫県手をつなぐ育成会副理事長	西宮市
進元文枝	兵庫県肢体不自由児者協会理事	神戸市垂水区
高垣静子	兵庫県遺族会副会長兼女性部長	神戸市垂水区
田中和代	兵庫県婦人共励会理事	三木市
谷忠義	兵庫県遺族会副会長	淡路市
南部和幸	兵庫県精神福祉家族会連合会副会長	明石市
藤岡貴美子	前西宮市婦人共励会会長	西宮市
北嶋勇志	セントポーリア愛の郷施設長	宝塚市
篠原久美子	豊陵保育園保育士	豊岡市
滝川智佐代	播磨保育園保育士	明石市
瀧野真継	三光塾施設長	西宮市
林民樹	淡路白寿苑施設長	淡路市
前川和子	養徳会ふるさと寮主任生活支援員	丹波市
米田秀志	加西シニアコミュニティ理事長	明石市
市橋祐子	民生委員・児童委員	神戸市北区
近藤恵	民生委員・児童委員	神戸市兵庫区
山田博子	民生委員・児童委員	西宮市
加藤巡一	保護司	神戸市灘区
進藤昌子	保護司	芦屋市
柳谷佐代子	人権擁護委員	加古川市
<b>健康功勞（10名）</b>		
池端幸成	神戸市歯科医師会副会長	神戸市中央区
北垣幸央	兵庫県医師会理事	西宮市
高端泰伸	兵庫県歯科医師会理事	神戸市灘区
増田章吾	前高砂市医師会会長	高砂市
金岡保	加東市民病院病院長	姫路市
菅野一郎	兵庫県薬剤師会常務理事	明石市
久後昌子	兵庫県医薬品登録販売者協会副会長	加古川市
高橋玲比古	兵庫県民間病院協会副会長	神戸市須磨区
間瀬教史	兵庫県理学療法士会会長	丹波篠山市
山岡雅顕	洲本市国民健康保険上灘診療所所長兼堺診療所所長 兼五色診療所医師	神戸市垂水区
<b>生活消費功勞（7名）</b>		
大塩茂彰	兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合副理事長	淡路市
川飛有司	兵庫県料理業生活衛生同業組合副理事長	姫路市
高尾博	生活衛生同業組合兵庫県興行協会副理事長	尼崎市
長野益大	兵庫県中華料理業生活衛生同業組合副理事長	高砂市
福井佳徳	兵庫県美容業生活衛生同業組合副理事長	宝塚市
足立直子	丹波消費者団体連絡協議会理事	丹波市
伊藤良子	淡路消費者団体連絡協議会理事	淡路市
<b>産業振興功勞（28名）</b>		
赤穂秀樹	南あわじ市商工会会長	南あわじ市
伊藤康雄	元兵庫県中小企業診断士協会副会長	神戸市灘区
大井克哉	福崎町商工会会長	神崎郡福崎町

國津元司	川西市商工会会長	川西市
住野敦浩	猪名川町商工会会長	川辺郡猪名川町
田中義治	丹波篠山市商工会会長	丹波篠山市
西垣隆	朝来市商工会会長	朝来市
平崎泰彦	播磨町商工会会長	加古郡播磨町
藤嶋純子	尼崎商工会議所副会頭	伊丹市
岡田稔	小野金物卸商業協同組合理事長	小野市
竹内良一	全三木金物卸商協同組合理事長	加東市
武田善信	兵庫県電機商業組合理事長	加古川市
蓮池國男	兵庫県商店街振興組合連合会副理事長	神戸市中央区
濱田義夫	香美町香住観光協会会長	美方郡香美町
井出光一	兵庫県鋳螺釘工業協同組合副理事長	神戸市須磨区
杉本一彦	協同組合尼崎工業会理事	大阪市阿倍野区
土肥富夫	兵庫県釣針協同組合理事長	加東市
野水直哉	淡路瓦工業組合副理事長	南あわじ市
樋口雄	兵庫県紙器段ボール箱工業組合理事長	加古川市
山本敏克	兵庫県皮革産業協同組合連合会副会長	たつの市
由利昇三郎	前兵庫県鞆工業組合理事長	豊岡市
鷲尾吉正	兵庫県靴下工業組合理事長	加古川市
池上良成	赤穂化成株式会社代表取締役社長	赤穂市
角南忠昭	角南商事株式会社代表取締役社長	神戸市須磨区
道満雅彦	オリバーソース株式会社代表取締役社長	神戸市東灘区
藤井治幸	株式会社がまかつ代表取締役社長	西脇市
藤原良康	株式会社ティエルブイ代表取締役会長	加古川市
堀田秀樹	ネクスト・ワン株式会社代表取締役社長	姫路市
<b>労働・技能功労（7名）</b>		
北浪洋司	元兵庫県経営者協会理事	神戸市須磨区
福永明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長	姫路市
中島正通	兵庫県石工技能士会会長	美方郡香美町
古塚恒則	兵庫県表具内装組合連合会会長	西宮市
森田充紀	兵庫県寝具技能士会会長	西宮市
山口和孝	兵庫県日本調理技能士会副会長	淡路市
渡辺清	兵庫県畳技能士会会長	神戸市西区
<b>国際協力功労（1名）</b>		
太田敏一	神戸日豪協会会長	大阪府豊中市
<b>農林水産功労（15名）</b>		
大谷忠雄	元養父市農業委員会会長	養父市
岡田真希子	兵庫県女性農漁業士会会長	佐用郡佐用町
上田雅博	上田池土地改良区理事長	南あわじ市
澤本辰夫	丹波ささやま農業協同組合代表理事組合長	丹波篠山市
瀬川廣美	兵庫県農業機械商業協同組合理事	豊岡市
津守正和	兵庫県養蜂振興会理事	淡路市
西口示	兵庫県獣医師会理事	加古川市
福岡健一	戸原土地改良区理事長	宍粟市
波々伯部富一	吹土地改良区理事長	丹波篠山市
水田明美	兵庫県農薬卸商協同組合理事長	神戸市西区
大成正悟	株式会社中村営農代表取締役	神崎郡神河町
大西賀雄	東二見漁業協同組合代表理事組合長	明石市
田中孝	富島漁業協同組合代表理事組合長	淡路市
中村義弘	兵庫県木材業協同組合連合会理事	加古川市

船田 穰	中はりま森林組合代表理事組合長	神崎郡神河町
<b>食品流通功労（5名）</b>		
伊藤 充弘	兵庫県乾麺協同組合理事長	たつの市
草野 洋一	兵庫県パン協同組合理事長	神戸市垂水区
戀水 賢弘	神戸生鮮食品商業協同組合副理事長	神戸市中央区
山下 裕史	神戸中央青果卸売協同組合理事	神戸市須磨区
山野 浩	兵庫県菓子工業組合常任理事	姫路市
<b>環境功労（4名）</b>		
梅津 節雄	丹波野鳥の会会長	丹波市
北方 龍一	太陽光発電所ネットワーク兵庫地域交流会代表世話人	神戸市灘区
木原 薫	前的形ふるさと里山会会長	姫路市
道盛 正樹	兵庫県自然保護指導員	西宮市
<b>土木建設功労（5名）</b>		
四方 克明	兵庫県測量設計業協会副会長	神戸市東灘区
中西 一雄	兵庫県建設業協会常任理事	神戸市長田区
西山 嘉一	兵庫県建設業協会理事	美方郡香美町
三宅 伸介	兵庫県建設業協会常任理事	加古川市
山口 泰秀	兵庫県建設業協会理事	豊岡市
<b>まちづくり功労（8名）</b>		
大塚 利彦	兵庫県宅地建物取引業協会常任理事	神戸市須磨区
岡崎 雅彦	兵庫県建築士会副会長	洲本市
坂本文 男	兵庫県管工事業協同組合連合会理事	神崎郡福崎町
高井 豊司	兵庫県空調衛生工業協会理事	神戸市東灘区
坪田 由紀夫	全日本不動産協会兵庫県本部常務理事	神戸市北区
前田 和成	兵庫県造園緑化組合連合会副会長	伊丹市
宮本 毅	兵庫県建築士事務所協会副会長	西宮市
森 伸二	兵庫県宅地建物取引業協会常任理事	加古郡播磨町
<b>地域安全功労（5名）</b>		
岡本 美治	日本公衆電話会兵庫支部長	神戸市須磨区
木村 健	兵庫県防犯協会連合会副会長	神戸市中央区
首藤 亨	たつの交通安全協会会長	揖保郡太子町
針木 功	加東交通安全協会会長	加東市
松田 和義	淡路防犯協会会長	淡路市
<b>&lt;在外外国人&gt;</b>		
<b>国際協力功労（1名）</b>		
スタニスラブ・ベセラ	前P&Gジャパン合同会社社長	シンガポール共和国

~~~~~

**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件<br>番号 | 所在地                 | 面積<br>(㎡) | 地目 |
|----------|---------------------|-----------|----|
| 1        | 神戸市北区北五葉4丁目11番2     | 3,323.09  | 宅地 |
| 2        | 神戸市長田区三番町3丁目3番80    | 61.85     | 宅地 |
| 3        | たつの市揖西町小神字芦原177番1ほか | 1,116.70  | 宅地 |
| 4        | 美方郡香美町村岡区村岡字嶋2226番4 | 212.81    | 宅地 |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
 なお、その者を代理人及び支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
 ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
 エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

## 3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
 兵庫県総務部職員局管財課財産管理班

## 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所  
 前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間  
 令和5年6月27日（火）から同年7月21日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）

## 5 入札の方法、場所及び受付期間

- (1) 方法  
 入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける（持参可）。

- (2) 場所  
前記3に同じ。
- (3) 受付期間  
令和5年7月24日(月)から同年8月9日(水)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。)
- 6 開札の場所及び日時
  - (1) 場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県総務部職員局管財課財産管理班(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)
  - (2) 日時  
令和5年8月10日(木)午後2時から
- 7 入札保証金
  - (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
  - (2) 入札保証金は、入札の受付期間中に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 8 入札に関する条件
  - (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
  - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
  - (3) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
  - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
  - (6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- 9 入札の無効  
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 入札についての照会先  
兵庫県総務部職員局管財課財産管理班  
電話(078)341-7711 内線2550・2551

~~~~~

#### 特別保護地区の指定の案の縦覧公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第4項において準用する法第28条第4項の規定に基づき、法第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区について、次のとおり公告する。

また、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案(以下「指針案」という。)を次の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第5項の規定に基づき、特別保護地区を指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日(令和5年7月10日)までの間に、これらの指針案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 特別保護地区の名称  
六甲山特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域  
神戸市灘区高羽における六甲ケーブル下駅を起点として、同所より表六甲ドライブウェイを北西進し、表六甲ドライブウェイより東方向に六甲山ケーブル山上駅を望む方向と六甲阪神稲荷神社より南方向へ望む交点から六甲ドライブウェイ沿い阪神稲荷神社入口を結び、同所より主要地方道明石神戸宝塚線を東進し記念碑台に至り、同所より神戸市道六甲山廻遊線を南東進し六甲山ケーブル山上駅に至り、同所より六甲ケーブルを南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 特別保護地区の存続期間  
令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
  - (1) 鳥獣保護区の指定区分



森林鳥獣生息地

(2) 特別保護地区の指定目的

六甲山鳥獣保護区は、神戸市の市街地の北側に位置し、その大半は二次林でアカマツやコナラ、アラカシなどが分布する混交林である。このため、希少野生動物や森林性鳥類及びイノシシ、ニホンリスなど多様な鳥獣が生息している。

今回特別保護地区に指定しようとする区域は、六甲山鳥獣保護区の中央部に位置する国有地（グリーンベルト区域、国土交通省所有）及び財産区有林を主体とする区域であり、全域が瀬戸内海国立公園に含まれ、六甲山鳥獣保護区の中核として重要な位置を占めている。市街地に非常に近いという立地条件にもかかわらず、オオタカ、サシバ、ハヤブサや森林性鳥類など多様な鳥類及びニホンリスなどの獣類が確認されており、餌場として利用されているほか、森林鳥獣生息地としても静穏で安全な環境を提供している。

このため、当該区域は六甲山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要があると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適性化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

現場巡視、鳥類の飛来状況のモニタリング調査等を通じて、区域内の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

市街地に非常に近いという立地条件を活かし、地元自治体やNPOなどと連携を図りつつ、自然とのふれあい、環境教育・学習の場としての利用を進める。

5 指針案の縦覧場所

兵庫県環境部自然鳥獣共生課、神戸農林振興事務所

6 意見書の提出先

郵便番号650-8567（固有番号のため住所の記載は不要）

兵庫県環境部自然鳥獣共生課鳥獣保護管理班



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン新加古川店

所在地 加古川市尾上町安田311番4 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三菱HCキャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	久井大樹

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
三菱HCキャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	柳井隆博

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
三菱HCキャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	久井大樹

4 変更年月日

令和5年4月1日

5 届出年月日

令和5年6月5日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年6月27日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年10月27日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 三田駅前一番館

所在地 三田市駅前町2番1号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三田地域振興株式会社	三田市駅前町2番1号	龍見秀之
三田市	三田市三輪二丁目1番1号	森哲男
株式会社池田泉州銀行	大阪市北区茶屋町18番14号	鶴川淳
外8者		

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
三田地域振興株式会社	三田市駅前町2番1号	向田晴彦
三田市	三田市三輪二丁目1番1号	竹内英昭
株式会社池田泉州銀行	大阪市北区茶屋町18番14号	服部盛隆
外9者		

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
三田地域振興株式会社	三田市駅前町2番1号	龍見秀之
三田市	三田市三輪二丁目1番1号	森哲男
株式会社池田泉州銀行	大阪市北区茶屋町18番14号	鶴川淳
外8者		

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社マツウラ	三田市駅前町2番1号	松田耕二
株式会社しまむら	さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野中正人

株式会社セリア 外10者	岐阜県大垣市外濑二丁目38番地	河合 宏 光
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社マツウラ	三田市富士が丘一丁目17番3号	松田 恵 理
株式会社しまむら	さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号	鈴木 誠
株式会社セリア 外11者	岐阜県大垣市外濑二丁目38番地	河合 映 治

4 変更年月日

令和5年4月1日 ほか

5 届出年月日

令和5年6月5日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年6月27日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年10月27日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

芦屋市奥池町1番338

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

尼崎市潮江1丁目3番12-701号

王 洪 財、張 宇

3 許可年月日及び許可番号

令和5年5月23日

兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-2-2号（3芦屋）

**警 察 本 部 公 告**

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年6月27日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井 紀之

1 落札及び随意契約に係る物品の名称及び数量

(1) 落札

路側固定式道路標識材料（支柱等） 3,915本

(2) 随意契約

ア 路側固定式道路標識材料（標識板） 4,210枚

- イ 路側固定式道路標識材料（補助板） 1,055枚
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札及び随意契約の相手方等を決定した日  
令和5年6月6日
- 4 落札者及び随意契約の相手方の名称及び住所
- (1) 落札者  
路側固定式道路標識材料（支柱等）  
神戸市北区道場町日下部300番地  
富国工業株式会社
- (2) 随意契約の相手方
- ア 路側固定式道路標識材料（標識板）  
西宮市羽衣町7番31号—1105  
白陽化学工業株式会社
- イ 路側固定式道路標識材料（補助板）  
姫路市町坪4番地の2  
関西道路安全株式会社
- 5 契約金額
- (1) 路側固定式道路標識材料（支柱等）  
32,907,160円
- (2) 路側固定式道路標識材料（標識板）  
51,974,010円
- (3) 路側固定式道路標識材料（補助板）  
6,366,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札（支柱等）及び随意契約（標識板及び補助板）
- 7 入札公告をした日  
令和5年4月18日
- 8 随意契約の理由  
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号による。